

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	広島市ひとり親家庭等医療費補助条例によるひとり親家庭等に係る医療費の補助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、広島市ひとり親家庭等医療費補助条例によるひとり親家庭等に係る医療費の補助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例によるひとり親家庭等に係る医療費の補助に関する事務では、事業の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	広島市ひとり親家庭等医療費補助条例によるひとり親家庭等に係る医療費の補助に関する事務
②事務の概要	広島市ひとり親家庭等医療費補助条例に基づき、ひとり親家庭等に係る医療費の補助に関する事務を行う。 ・同条例第5条第1項の資格者証の交付に関する事務 ・同条例第6条の医療費の補助に関する事務
③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
広島市ひとり親家庭等医療費補助関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課福祉医療担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市健康福祉局保健部保険年金課福祉医療係 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2158(直通)

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>広島市ひとり親家庭等医療費補助条例によるひとり親家庭等に係る医療費の補助に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <p>・特定個人情報の記載がある申請書等の保管</p> <p>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和2年2月29日時点	事後	
令和2年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和2年2月29日時点	事後	
令和3年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月29日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月29日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号利用法第19条第8号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	【情報照会】 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和8年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日時点	令和7年8月31日時点	事後	
令和8年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日時点	令和7年8月31日時点	事後	